兵庫県公報

令和７年３月28日　金曜日　　第４号外

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示　　ページ

○ 昭和59年兵庫県告示第1017号（職員会館の使用料）の一部改正（職員課）…… 1

告　　示

兵庫県告示第303号

昭和59年兵庫県告示第1017号(職員会館の使用料)の一部を次のように改正し、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月28日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

職員会館の表を次のように改める。

職員会館

施　設　名	使　用　料					
	９時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	９時から17時まで	13時から21時まで	９時から21時まで
サークル室501	円 5,800	円 7,200	円 5,800	円 13,000	円 13,000	円 18,000
同　　502	3,200	4,000	3,200	7,000	7,000	10,000
武　道　館	1,900	3,400	1,900	5,300	5,300	7,300
体　育　館	4,600	6,200	4,600	11,000	11,000	15,400
トレーニング室	１人１回　400円					
駐　車　場	30分につき　200円　30分未満は30分とする。 月　極　40,400円					

付属設備の表を削る。

加古川職員福利センターの表を次のように改める。

加古川職員福利センター

施設名	使用料					
	９時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	９時から17時まで	13時から21時まで	９時から21時まで
	円	円	円	円	円	円
多目的室１	1,300	1,800	1,300	3,300	3,300	4,600
同　　２	1,300	1,800	1,300	3,300	3,300	4,600
サークル室１	1,400	1,900	1,400	3,500	3,500	5,000
同　　２	1,300	1,800	1,300	3,300	3,300	4,600
和　室　１	400	650	400	1,100	1,100	1,500
同　　２	400	650	400	1,100	1,100	1,500
トレーニング室	１人１回　　200円					

姫路職員福利センターの表を次のように改める。

姫路職員福利センター

施設名	使用料					
	９時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	９時から17時まで	13時から21時まで	９時から21時まで
	円	円	円	円	円	円
多目的ホール	4,600	6,300	4,600	11,000	11,000	15,500
サークル室	1,300	1,900	1,300	3,400	3,400	4,700
視聴覚室	3,300	4,400	3,300	7,600	7,600	11,000
和　室　１	550	750	550	1,300	1,300	1,900
同　　２	550	750	550	1,300	1,300	1,900
トレーニング室	１人１回　　300円					

西播磨職員福利センターの表を次のように改める。

西播磨職員福利センター

施設名	使用料					
	９時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	９時から17時まで	13時から21時まで	９時から21時まで
	円	円	円	円	円	円
サークル室１	1,300	1,800	1,300	3,300	3,300	4,600
同　２	1,300	1,800	1,300	3,300	3,300	4,600
和　室	650	850	650	1,500	1,500	2,300
トレーニング室	１人１回　200円					

豊岡職員福利センターの表を次のように改める。

豊岡職員福利センター

施設名	使用料					
	９時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	９時から17時まで	13時から21時まで	９時から21時まで
	円	円	円	円	円	円
多目的ホール	1,800	2,500	1,800	4,400	4,400	6,300
サークル室１	750	950	750	1,800	1,800	2,600
同　２	1,100	1,400	1,100	2,600	2,600	3,900
和　室　１	300	400	300	750	750	1,100
同　２	400	650	400	1,100	1,100	1,500
トレーニング室	１人１回　200円					

柏原職員福利センターの表を次のように改める。

柏原職員福利センター

施設名	使用料					
	９時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	９時から17時まで	13時から21時まで	９時から21時まで
多目的ホール	円 1,400	円 2,100	円 1,400	円 3,600	円 3,600	円 5,100
サークル室１	1,200	1,700	1,200	3,100	3,100	4,300
同　　２	1,300	1,800	1,300	3,300	3,300	4,600
和　室　１	400	650	400	1,100	1,100	1,500
同　　２	400	650	400	1,100	1,100	1,500
トレーニング室	１人１回　200円					

洲本職員福利センターの表を次のように改める。

洲本職員福利センター

施設名	使用料					
	９時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	９時から17時まで	13時から21時まで	９時から21時まで
多目的ホール１	円 1,800	円 2,400	円 1,800	円 4,300	円 4,300	円 6,100
同　　２	1,900	2,600	1,900	4,600	4,600	6,500
サークル室１	1,400	2,100	1,400	3,600	3,600	5,100
同　　２	1,800	2,400	1,800	4,300	4,300	6,100
和　室　１	400	650	400	1,100	1,100	1,500
同　　２	300	400	300	750	750	1,100
トレーニング室	１人１回　200円					

附　則

この告示の施行日の前に使用の許可を受けた者に係る使用料の額については、改正後の昭和59年兵庫県告示第1017号(職員会館の使用料)の規定にかかわらず、なお従前の例による。